

日本学生支援機構 奨学金

新規採用者説明会 (貸与のみ採用者用)

2024年 学生支援課



札幌学院大学
SAPPORO GAKUIN UNIVERSITY

- 日本学生支援機構奨学金 採用後の手続きについて
- 2024年度日本学生支援機構奨学生 採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について
※給付と貸与とで内容が異なります。
- 奨学生証
※採用となった奨学金ごとに発行されています。
- スカラネット・パーソナルの登録案内

スカラネット・パーソナル（スカラP S）とは

奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。

奨学金継続のために必要な手続き（「奨学金継続願」や「在籍報告」等）は、スカラP Sを通じて行います。

手続きを行う時までには、新規登録をしておく必要がありますので、忘れずに登録をしてください。

（既に採用となっている奨学金があり、スカラネット・パーソナルの登録手続きをしている場合は、改めて登録をする必要はありません。以前に登録したIDとPWでログインすると、今回採用となった奨学金情報が紐づけられていますので、確認してください。）

スカラネット・パーソナル（スカラPS）とは

貸与・給付中の方

■ ご登録・ご利用ください ■

スカラネット・パーソナル



<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

スカラネット・パーソナルとは

スカラネット・パーソナル（スカラPS）とは、日本学生支援機構の奨学生の方が、ご自分の奨学生番号、貸与・給付期間、月額、総額（予定）、振込口座情報等、奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧することができる情報システムです。パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも利用可能です。



スカラPSの利用方法

？ 奨学金の状況を確認

いつまで奨学金を利用できる？

毎月の金額を知りたい

登録情報を確認したい

振込口座を確認したい

スカラPSで確認できません。

！ 奨学金の継続手続き

以下の手続きは「スカラPS」を利用して行います。

〈貸与奨学金・給付奨学金とも必要〉
奨学金継続願提出（毎年12月～2月頃）

手続きを行わないと奨学金が止まります。

〈給付奨学金のみ必要〉
在籍報告（毎年4月・7月・10月）
※令和2年度は7月・10月のみ実施

＊スカラネット・パーソナルにご登録ください。＊

スカラネット・パーソナル（スカラPS）を初めてご利用いただく方は、下記の手順に従い、新規登録の手続きを行なってください。

準備するもの：奨学生番号、奨学金の振込口座番号

- 1 スカラPSにアクセス** アクセス方法は、2つ

 - QRコードを読み込む 
 - 日本学生支援機構のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>)にあるバナーをクリック 
- 2 「ログイン・新規登録」ボタンをクリック**

新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。
- 3 「新規登録」ボタンをクリック**

スカラPS確認情報入力画面が表示されます。
- 4 確認情報を入力し、「送信」ボタンをクリック**

奨学生番号、生年月日、性別、氏名（カナ）、振込口座番号等を入力します。

 - 「スカラネット・パーソナル利用規約」を確認してください。
 - 「スカラネット・パーソナル利用規約」に同意いただけない場合、スカラPSを利用することはできません。
- 5 ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。**

ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録します。

 - パスワードは定期的に変更してください。
 - 6ヶ月以上ログインしないと、情報保護のため、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。
- 登録完了**

「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。

これで新規登録は完了です。
ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。

裏面の手順に沿って登録をしてください。
給付奨学生の方は9月までに、貸与奨学生の方は12月までに登録をしておく必要があります。

日本学生支援機構

貸与奨学金の採用について

●奨学生証

※採用になっている奨学金毎に発行されています。貸与月額や貸与期間等の奨学生情報が印字されています。

●返還誓約書

※この後説明しますが、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、期日までに提出してもらおう大切な書類です。

●貸与奨学生のしおり(ダイジェスト版)

※全体版は、日本学生支援機構のホームページに掲載されています。なお、札幌学院大学のMoodleにも掲載していますので、必ず確認してください。

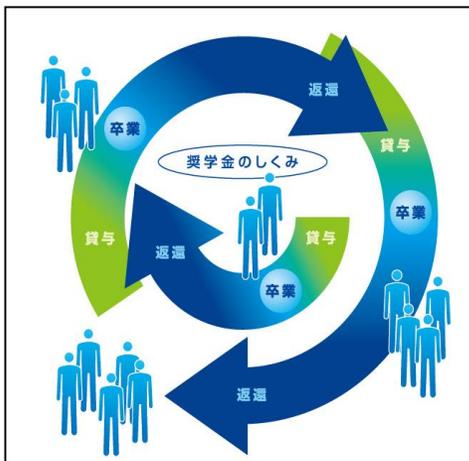
●返還誓約書記載事項訂正届（様式25）

●保証依頼書・保証料支払依頼書（機関保証制度選択者のみ）

●返還保証書（該当者のみ）

- **貸与奨学生としての心構え**

貸与奨学としての心構え



貸与奨学生のしおり
(ダイジェスト版) 1ページ
(全体版) 4～5ページ

- (1) 奨学金制度について、十分に理解してください。
 - ◎ 日本学生支援機構の貸与奨学金は、**借りるもの**です。
 - ◎ 奨学金を借りるのも、返すのも皆さん自身です。
 - ◎ **借り過ぎに注意**してください。
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、貸与中の手続きなど、学校の指示を守ってください。手続きについては、情報ポータルでご連絡しますので、見落とさないようにしてください。
- (3) 奨学生としての自覚と責任を持って、勉学に励んでください。

- **貸与奨学生として知っておいてほしいこと**

返還誓約書の提出

「返還誓約書」を期日までに提出しない場合、奨学金を借りることはできません。
また、既に振り込まれている奨学金全額を一括で返金していただくこととなります。
期日までに必ず提出してください。

※既に奨学金の辞退を希望する場合でも既に奨学金の振込は発生しているため、提出は必須です。

詳細はこの後説明します

採用後の手続きについて ～継続願～

貸与奨学金継続願の提出（毎年12月頃）



貸与奨学生のしおり
(全体版) 61～65ページ

- ・貸与奨学生は、翌年度4月以降も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回日本学生支援機構に届け出なければなりません。この手続きが「奨学金継続願」の入力です。
- ・「奨学金継続願」入力時には、直近1年間のあなたの収支状況を報告してもらいます。貸与奨学生のしおりP.61をご確認ください。
- ・みなさんが「奨学金継続願」を提出した後、大学は奨学生として適格か否か等を確認し、奨学金継続の可否を判断します（適格認定（学業）といいます。後ほど詳しく説明します。）。その結果によっては、翌年度の奨学金が継続できない場合もあります。

採用後の手続きについて ～継続願～

(1) 「奨学金継続願」の入力方法

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから皆さんが日本学生支援機構に届出ます。事前に、スカラネット・パーソナルに登録をしてください。

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、引き続き翌年度4月からの奨学金の振込を希望するかを選択するとともに、その他の必要事項を入力します。なお、給付奨学金を併せて利用している方で、貸与額が0円の場合であっても、「奨学金継続願」の提出は必要です。

(2) 入力期間： 例年12月～1月です。12月に説明会を実施し、手続きについて説明を行います。大学から情報ポータルでご連絡しますので、見落とさないようにしてください。

(5) 報告内容： 住所情報、経済状況の報告 等

報告内容等の詳細については、貸与奨学生のしおりP.61、62をご確認ください。

適格認定（学業）（毎年学年末）



貸与奨学生のしおり
（全体版）61～65ページ

- ・大学は、皆さんの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否かを認定し、日本学生支援機構に報告します。大学からの報告に基づき、日本学生支援機構は学業成績等に応じて奨学金継続に係る必要な措置をとります。これを「適格認定（学業）」といいます。
- ・「適格認定（学業）」の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。
- ・奨学生としての自覚と責任をもって、勉学や学校生活に励んでください。

(1) 適格認定の実施時期

学業成績による適格認定は、学年末に実施されます。

(2) 適格認定（学業）の基準

次ページのスライドと、配布している「2024年度日本学生支援機構奨学生採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について」をご確認ください。

採用後の手続きについて ～適格認定（学業）～

学業成績	<p>貸与奨学生の学業成績継続基準</p> <p><取得単位数></p> <p><u>1年終了時：31単位以上</u></p> <p><u>2年終了時：62単位以上</u></p> <p><u>3年終了時：93単位以上</u></p> <p>継続基準を下回り、奨学金が打ち切りとなってしまうよう注意してください。</p>
------	--

大学へ申し出が必要なとき

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限がありますので、事由が発生したら早急に申し出てください。

<input type="checkbox"/> 改氏名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 貸与月額の変更（増額・減額）
<input type="checkbox"/> 休学・復学	<input type="checkbox"/> 利率の算定方法の変更（第二種のみ）
<input type="checkbox"/> 留学	<input type="checkbox"/> 返還方式の変更（第一種のみ）
<input type="checkbox"/> 転学・編入学	<input type="checkbox"/> 連帯保証人・保証人の変更 （住所変更等含む）
<input type="checkbox"/> 転学部（科）	<input type="checkbox"/> 機関保証制度への変更（機関保証制度から 人的保証制度への変更はできません。）



貸与奨学生のしおり
（ダイジェスト版）3ページ
（全体版）

2ページ、8ページ、

12ページ、14ページ、47～58ページ



奨学金の返還は、貸与終了月の翌月から数えて7か月目から始まります。3月に貸与終了した場合は、その年の10月から返還が始まります。

(1) 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落とし）により行います。

①振替用口座の加入手続き

貸与終了時期になったら、スカラネット・パーソナル又は金融機関の窓口で、奨学金の返還に使用する振替用口座の加入手続きをしていただきます。（奨学生本人名義以外の口座でも登録可能）

②返還方法（定額返還方式選択者）

「月賦返還」と「月賦・半年賦併用返還」のどちらかを「返還誓約書」提出時（これから提出するものです）に選択していただきます。その選択に基づいて、貸与終了後の返還額が決定されます。

※所得連動返還方式を選択している方は、「月賦返還」のみ選択可能です。

奨学金の返還を延滞したとき



貸与奨学生のしおり
(全体版) 7~8ページ、81ページ



札幌学院大学

SAPPORO GAKUIN UNIVERSITY

(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった割賦金に対し、年3%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

(2) 請求・督促

延滞すると、文書に併せて電話で督促が行われます。

(3) 個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。登録後は、返還完了まで毎月情報が更新されます。返還完了後も、5年間は情報が登録されます。

等、返還を延滞すると、皆さん自身に不利益が生じることになってしまいます。
奨学金の返還に困ってしまうことのないよう、奨学金は計画的に借りましょう。

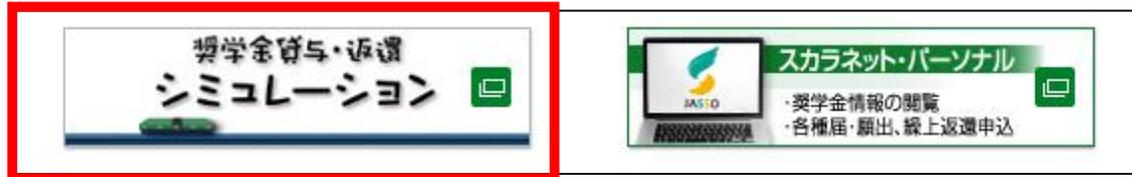
奨学金貸与・返還シミュレーションを活用してください！



貸与奨学生のしおり
(ダイジェスト版) 2ページ (全体版) 88ページ

貸与月額等の条件を設定することで、返還総額や返還回数、毎月の返還額などについて試算を行うことができるシステムです。返還額について事前に確認するために活用しましょう！

登録手続き不要です！



「日本学生支援機構奨学金 返還シミュレーション」と検索

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

シミュレーション・メニュー

奨学金はいくら必要な?

奨学金貸与・返還シミュレーション

いくら借りたらいくら返すのかシミュレーションができます。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、在学中に借りた奨学金を卒業後に毎月返還していく制度です。
「いくら奨学金を借りればいいのか?」
「毎月いくら返還していくことになるだろうか?」
考えながらシミュレーションしてみましょう。

開始

※第一種奨学金(無利息)は平成29年度採用者から収入に応じた月額で返還していく方式を選択できるようになりました。
収入と返還月額のおおよその対応早見表はこちら。

- **返還誓約書について**

「返還誓約書」について



貸与奨学生のしおり
(ダイジェスト版) 2ページ、4～12ページ
(全体版) 1ページ、20～44ページ

- ・「返還誓約書」は、あなた（奨学生本人）と本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。これからあなたが貸与を受ける奨学金金の貸与及び返還の条件等を確認するために作成します。
- ・奨学生全員が、必ず、「返還誓約書」を提出期限までに提出しなければなりません。
- ・「返還誓約書」には、申込みの際にあなたがスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した内容が印字されています。

「返還誓約書」は期日までに必ず提出してください。
提出がない場合は、**採用を取り消すとともに、振込済みの奨学金の全額を速やかに返金することとなります。**

「返還誓約書」について



貸与奨学生のしおり

(ダイジェスト版) 2ページ、4～12ページ

(全体版) 1ページ、20～44ページ



札幌学院大学
SAPPORO GAKUIN UNIVERSITY

- ・ 給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合、第一種奨学金が自動的に調整（併給調整）され、貸与額が0円となる場合があります。その場合も「返還誓約書」の提出は必須です。
- ・ 第一種奨学金が併給調整されている場合でも、「返還誓約書」には申込時の希望月額で予定の貸与終期まで受ける場合の借用総額が印字されています。ただし、奨学生証に印字されている給付併給による調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は、併給調整後の月額により算出されています。

★ 「返還誓約書」の内容

「返還誓約書」には、あなたがスカラネット(予約採用の人は進学届)で入力した申込情報に基づき、借用金額、貸与の条件、返還の条件、保証の種類等が印字されています。

誤りのないことを確認し、誤りがある場合は「返還誓約書」を訂正する必要があります。

「返還誓約書」について

① 返還誓約書
【第二種機関保証】
(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学金規程その他の諸規程によって
確認した事項を遵守し、「奨学生のおしり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約し
ます。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号につい
ては、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用
情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、
第二種奨学金（第二種）であり、機関保証を選択しました。

② 借入金額

③ 借入金額 ¥ 2 4 0 0 0 0 0

④ 借入条件

借入期間	20XX年 4月～	20XX年 3月	48月	50000円	240000円
借入月額	年 月 月	年 月 月	年 月 月	円	円
借入回数	年 月 月	年 月 月	年 月 月	円	円

奨学生本人
氏名 (奨学 太郎) フリガナ ショウガク タロウ
生年月日 平成 XX年 11月 11日生 性別 男

⑤ 返還条件

返済回数	180回	16769円	16769円	16917円
返済月額	毎月27日	180回	8384円	8384円
返済月額分	毎月27日	30回	50355円	50355円
併用返済	併用返済選択時の総支払い額(利息込み)			3019908円

⑥ 返済条件

返済月額	毎月27日	180回	13989円	13989円	14161円
併用返済	併用返済選択時の総支払い額(利息込み)				2518192円
返済月額分	毎月27日	180回	6994円	6994円	7121円
併用返済	併用返済選択時の総支払い額(利息込み)				2518473円

注：利率が未確定なため、返還の条件（日安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】令和4年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.605%、増額貸与部分は年0.805%）で計算した場合の返還額（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返済月額	毎月27日	180回	13989円	13989円	14161円
併用返済	併用返済選択時の総支払い額(利息込み)				2518192円
返済月額分	毎月27日	180回	6994円	6994円	7121円
併用返済	併用返済選択時の総支払い額(利息込み)				2518473円

①皆さんが利用する奨学金の種類

②希望月額で、予定の貸与終期まで奨学金の貸与を受けた場合の借用総額

※第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。その場合でも、申込時の希望月額を借りた場合の借用総額が印字されています。

③皆さんの奨学生番号・住所・氏名・フリガナ・電話番号・生年月日が印字されています。

④予定する貸与期間、貸与月額などが印字されています。

「返還誓約書」とは

① 返還誓約書
【第二種機関保証】
(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の該規程によって
確認した事項を遵守し、「奨学生のおしり」記載の取扱いにしがたい返還することを誓約し
ます。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号につい
ては、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用
情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、
第二種奨学金（第二種）であり、機関保証を選択しました。

② 借入金額
¥ 2 4 0 0 0 0 0

③ 借入期間
20XX年 4月～ 20XX年 3月 48月 50000円 240000円

④ 返還条件（予定）
月賦 毎月27日 180回 16769円 16769円 16917円

⑤ 返還条件（目安）
⑥ 返還方法
1 月賦返還選択時の総支払い額(利息込み) 3018568円
併用 毎月27日 180回 8384円 8384円 8516円
併用 半年賦分 毎年1・7月の27日 30回 50355円 50355円 50361円
2 併用返還選択時の総支払い額(利息込み) 3019908円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮
計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】令和4年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.605%、増額貸与部分は年0.805%）で
計算した場合の返還額（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返還方法	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	180回	13989円	13989円	14161円
併用返還	月賦返還選択時の総支払い額(利息込み)				2518192円
併用返還	月賦分 毎月27日	180回	6994円	6994円	7121円
併用返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	41980円	41980円	42006円
併用返還	併用返還選択時の総支払い額(利息込み)				2518473円

返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「併用返還」とします。併し、右の印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、
「月賦・半年賦分」は選択できません。割賦金割当率は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知されるものとします。返還回数と割賦金の計算方法は、
本返還誓約書の裏面に記載されています。

※前払奨学金の返還対象者が第一種奨学金の貸与を受けるための併用金割当については、裏面「返還誓約書」の36番条項にて記載。
※本人の保証とは通常の保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。
※機構は、奨学金の貸与を受けた者が奨学生としての身分を失った際には、「併用金割当」上すでに貸与した奨学金の返還を貸与する義務を負わぬものとします。
※ご記入いただいた情報及びあなたからの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。
※この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び募集委託先に必要に応じて提供
されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報以外の、保護管理に必要な情報が保証機関に提供されます。
また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

⑤④の「貸与の条件（予定）」に印字された内容で貸与を受けた場合

の、返還の条件の目安が印字されています。

皆さんが、貸与終了後に返還する総額の目安は「総支払い額」の金額となります。

また、第二種奨学金の貸与を受けている人は、申し込み時に選択した利率の算定方法が印字されてます。

⑥返還方法について皆さんに選択していただく欄です。

月賦返還1、または併用返還2のどちらかを選択してください。

提出後に変更することはできませんので、よく考えてチェックボックスにレ点をつけてください。

（返還方法の違いについては、次のスライドを確認してください。）

なお、所得連動返還方式を選択した場合は月賦返還となりますので、割賦方法選択の必要はありません（月賦返還の項目に、アスタリスクが最初から印字されています）。

「返還誓約書」とは

返還の条件 (目安)	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	✓ 月賦返還 1	毎月27日		180回	16769円	16769円
月賦返還選択時の総支払額(利子込み)					3018568円	
✓ 併用返還 2	月賦分	毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
	併用返還選択時の総支払額(利子込み)					3019908円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

①月賦返還1：毎月定額での返還方法 (上記の場合)

毎月27日に、16,769円を返還する。最終返還月のみ端数分を加え、16,917円を返還する。
月賦返還選択時の総支払額は、3,018,568円となる。

②併用返還2：返還金の半分については毎月返還し（月賦分）、もう半分については半年に1回（1月と7月に） 返還する（半年賦分）、月賦と半年賦とを併せた返還方法

(上記の場合)

毎月27日に、8,384円（最終返還月のみ8,516円）を返還し、毎年1月・7月の2か月は、50,355円（最終返還月のみ50,361円）を返還する。
併用返還選択時の総支払額は、3,019,908円となる。

「返還誓約書」とは

第二種奨学金（有利子貸与）については、「返還の条件（目安）」に印字された返還額はあくまでも目安です。

返還の条件 (目安)	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	月賦返還 1	毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円
	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)				3018568円	
併用返還 2	月賦分	毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)				3019908円	

選択された利率の算定方法：利率固定方式

注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和4年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.605%、増額貸与部分は年0.805%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日		180回	13989円	13989円	14161円
	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)				2518192円	
併用返還	月賦分	毎月27日	180回	6994円	6994円	7121円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	41980円	41980円	42006円
	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)				2518473円	

第二種の返還誓約書の「返還の条件（目安）」に印字されている割賦金や総支払額は、利子分を含めた金額になっていますが、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は年3.2%）で仮計算された暫定のものです。

返還の際に適用される利率は貸与終了時に決定されます。印字された金額は確定したものではありません。

過去に実際の貸与終了者に実際に適用された利率で計算した場合の返還例が、返還誓約書の左下に印字されていますので、参考にしてください。

「返還誓約書」について

7

⑦機関保証制度選択者は、「本人以外の連絡先」として登録した方の情報が印字されています。

人的保証制度選択者は、連帯保証人と保証人として登録した方の情報が印字されています。

※第一種奨学金において、下には「定期返還方式（貸付額に応じた返還回数で算出された前賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（所得に連動して算出した前賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸付額に応じた返還回数で算出された前賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

※本人が未成年（18歳未満）の場合には、製作者が返還誓約書の記載内容及び債務の担保性を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。製作者とは、別に定められた製作者のことで、製作者がない場合には、未成年後見人が同意していただく。

本人以外の 連絡先	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	
	電話番号 03-XXXX-3333 携帯電話番号 090-XXXX-7777	
	氏名（機構 次郎） フリガナ キコウ シロウ	印不要
	署名	
	続柄 おじ 昭和 XX 年 10 月 1 日生	***
	勤務先 電話番号 *****	
	*****記入不要*****	
***	住所 〒 -	
***	*****	
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****	
***	氏名 ***** フリガナ	***
***	署名 *****	
	続柄 ** 年 ** 月 ** 日生	***
	勤務先 電話番号 *****	
***	住所 〒 -	
***	*****	
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****	***
***	氏名 ***** フリガナ	***
***	署名 *****	
	続柄 ** 年 ** 月 ** 日生	***
***	住所 〒 -	
***	*****	
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****	***
***	氏名 ***** フリガナ	***
***	署名 *****	***
	続柄 ** 年 ** 月 ** 日生	

添付書類

- ・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）



学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍№	123456

★

※「借出金額」は、本人の選択した月額で貸付終了（予定）月まで借出した場合の金額が表示されています。「借出金額」は貸付中の本人からの借出額により、増減する場合があります。

20XX/04/XX
000001(20XX/04)

- **返還誓約書の作成方法**

返還誓約書の作成方法①

1. 返還誓約書の種類

4種類あります。

「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」の該当ページを確認し、作成してください。

返還誓約書の種類	「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」のページ	「貸与奨学生のしおり」のページ（日本学生支援機構ホームページ掲載）
第一種奨学金 機関保証	4～5ページ	32～33ページ
第二種奨学金 機関保証	4～5ページ	34～35ページ
第一種奨学金 人的保証	6～7ページ	36～37ページ
第二種奨学金 人的保証	6～7ページ	38～39ページ

返還誓約書の作成方法④

2. 返還誓約書に添付する書類

- 添付が必要な書類については、返還誓約書の右下をご確認ください。
- 第一種奨学金および第二種奨学金の両方を貸与（併用貸与）されている人は、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。つまり、添付書類は2部ずつ準備していただくこととなりますので、ご注意ください。
- 第一種奨学金と併せて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた人も、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。添付書類は2部ずつ準備していただきます。

返還誓約書の作成方法⑤

★ 機関保証制度を選択した人

機関保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（1点）

必 要 書 類

保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書【機構・協会用】

保証依頼書の記入の仕方については、以下の資料を参照してください。

	「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」 のページ	「貸与奨学生のしおり」のページ
保証依頼書 【機関保証選択者のみ】	9ページ	30～31ページ

返還誓約書の作成方法⑥

★ 人的保証制度を選択した人

人的保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（4点）

必要書類	
1	連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）
2	連帯保証人の収入に関する証明書類（コピー可、直近の1年間の収入が分かるもの） ※「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」P.8を確認してください。
3	保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）
4	返還保証書（選任条件を満たさない連帯保証人或いは保証人を選任した方のみ） と収入に関する証明書類
5	奨学生本人の住民票（マイナンバー未提出者のみ・コピー不可）

いずれの書類においても、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

返還誓約書の作成方法⑦

★返還保証書の提出が必要な人

連帯保証人・保証人の選任条件の例外として、以下に該当する方を選任することも可能ですが、その場合は、選任する方が貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められることが条件となります。

- ・ 4親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合
- ・ 離婚した父母を保証人に選任する場合
- ・ あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母を保証人に選任する場合
- ・ 配偶者の父母を保証人に選任する場合
- ・ 4親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
- ・ スカラネットに入力した誓約日時点（2024年4月以降）で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

返還誓約書の作成方法⑨

★返還を確実に保証できる資力を有することを証明するための条件と提出書類

詳細は、配布資料「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」の10ページ目を確認してください。

	条件	資産等に関する証明書類（コピー可）
A	給与所得者：年間収入金額 \geq 320万円 ※年金収入は給与として取り扱います。	所得証明書、源泉徴収票 年金振込通知書等
	給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220万円	所得証明書 確定申告書の控（税務署の受付印があるもの）
B	預貯金残高 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	預貯金残高証明書、取引残高報告書 ※返還誓約書に印字された日付より3か月前以降に発行されたもの
C	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	固定資産評価証明書

返還誓約書の作成方法⑩

★「返還保証書」の記入方法について

記入は、全て当該人物（連帯保証人または保証人）が行ってください。

- ・ 右上の日付欄（返還誓約書に印字された日付）
- ・ 当該人物の氏名・実印・生年月日・奨学生本人との関係
- ・ 奨学生氏名・奨学生番号・奨学生生年月日
- ・ 現在の資産の状況

→基準を満たす区分を確認し、金額と証明書類を準備してください。

I～Ⅲの区分のいずれかの基準を満たしていれば、すべての区分に金額を記入する必要はありません。

※例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません。

添付する証明書類に関する注意事項は、「返還保証書」の裏面に記載されていますので、確認してください。

【様式 13】

連帯保証人・保証人に4歳等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(当該人物が①～④の注を確認の上、すべての項目を記入)

610～810～

返 還 保 証 書

年 月 日

(① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構奨学資金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認の上、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還（保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の2分の1）を確実に保証します。

氏 名

(② 当該人物の署名(自署)押印、印は実印)



生年月日

年 月 日生

奨学生本人との関係

(③ 当該人物の生年月日を記入)

(④ 職務を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	— —	年 月 日生
(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)	(⑥ 奨学生番号を記入)	(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のI～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付する(金額欄に記入))	
区 分	金 額
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円 年間収入金額が320万円以上 ※1万円未満は0円として ※年金は給与として扱います。
I 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	万円 年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める ※確定申告書の控（税務署の受付印のあるもの、直近のもの） ※所得証明書（直近のもの）等 ※電子申告の場合は、確定申告書に「受信結果(受信通知：「メール詳細」画面)又は「即時通知」を添付
II 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）（保証人は貸与予定総額（返還残額）の2分の1）以上 【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書（評価額のみわかるもの） ※証明書は返還誓約書に印字された日付（返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日）の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書（評価額のみわかるもの） ・「登記事項証明書（全部事項証明書）」を併せて提出が必要。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は提出不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産(不動産・預貯金)の証明書に関する注意事項」を参照 ※1万円未満は0円として
III IとIIを組み合わせた場合 ※1万円未満は0円として	万円 Iの金額+(IIの金額÷16) ※ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ※金額を積算するすべての証明書類

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。
※詳細(記入例等)については、ホームページをご参照ください。(URL及びQRは裏面参照)

3. 記入時の注意点

➤ 署名について

- 黒または青のボールペン（消せるボールペン使用不可）で記入すること。
- 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
- なぞり書き（重ね書き）は不可。
- 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。

➤ 押印について（連帯保証人・保証人のみ）

- 実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）で押印すること。
- 朱肉を使用し押印すること。
- 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。

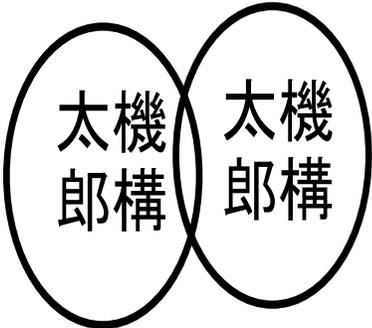
➤ 印字内容の訂正について

- 返還誓約書の印字内容を見て、間違いがないか確認をしてください。

返還誓約書の作成方法⑫

4. 正しい押印方法について

押印が正しくされていないと、不備として書類が戻されてしまいます。
しっかりと押印がされているか確認のうえ、提出してください。

					
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

返還誓約書の作成方法⑬

5. 署名・押印等の訂正方法について

[例]

○連帯保証人・保証人欄

支援 次郎	印
機構 次郎	次機 郎構

○奨学生本人・親権者・本人以外の連絡先欄

機構 太郎	印不要
奨学 太郎	* * *

- ※ 修正テープ、修正液の使用はできません。
- ※ 姓または名が同じでも、署名の訂正は必ず全て訂正してください。
- ※ 連帯保証人・保証人欄は訂正・変更した人の実印を訂正印として二重線の上に押してください。

6. 「返還誓約書」印字内容の訂正方法について

訂正箇所がある方は、「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」P.11を確認してください。

指示に従い、返還誓約書の印字内容を訂正してください。

印字内容を訂正する場合は、該当者が訂正する必要がありますのでご注意ください。

訂正箇所がある場合は、別途「**返還誓約書記載事項訂正届**」の提出が必要です。

「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」P.12の指示に従い、記入の上、返還誓約書に添付してください。

※返還誓約書1部に対して「返還誓約書記載事項訂正届」も1部必要です。

注意！

連帯保証人・保証人の印字内容を訂正する場合は、実印を訂正印として押印する必要があります。
署名をもらう際に必ず本人に訂正項目がないか確認してもらってください。また、添付する「印鑑登録証明書」に記載された住所や生年月日と「返還誓約書」に印字された住所や生年月日が一致することをご確認ください。

「返還誓約書」の提出期日

【書類提出締切日】

配布書類に記載している期日まで

【書類提出先】

学生支援課（どちらのキャンパスでも可）

配布資料「**日本学生支援機構奨学金 採用後の手続きについて**」の裏面に提出が必要な書類及び準備する際の注意点について記載していますので確認してください。

貸与奨学生として採用された皆さんへ



貸与奨学生のしおり
(ダイジェスト版) 1ページ
(全体版) 4~5ページ

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※振込日は、4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明会には出席し、書類の**提出期限は守ってください**。
- **借りすぎに注意してください**。
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。

奨学生の自覚をもって、これから充実した
学生生活を送ってください。